

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

部課等名 保健所地域保健課

番号 1 1

許認可等の内容		死体解剖の場所の許可
根拠法令及び条項		死体解剖保存法第9条ただし書
審 査 基 準	関係条項	
	基準 (未設定の場合は その理由)	<p>死体の解剖は、その特殊性から「特に設けた解剖室」においてしなければならない。</p> <p>この場合の「特に設けた解剖室」とは、地域医療支援病院が有しなければならないとされている「病理解剖室」程度の施設規模である。</p>
	参考事項	
	設定等年月日	平成29年 4月 1日設定 (年 月 日最終変更)
標準 処理 期間	標準処理期間 (未設定の場合は その理由)	総日数 6日 (休日は含まない。)
	設定等年月日	平成29年 4月 1日設定 (年 月 日最終変更)